

## 第4回 門真市上下水道事業経営審議会 会議録

○ 日時 令和8年1月30日（金）午後3時～午後4時30分まで

○ 場所 門真市 泉町浄水場 第一会議室

○ 出席者

川勝	健志	委員
菅原	正明	委員
尾原	正史	委員
阪口	愛	委員
中村	武浩	委員
西口	眞弓	委員
松本	剛	委員

○ 事務局

環境水道部長	廣田	真紀
環境水道部次長	真砂	幸弘
経営総務課長	小野	直宏
水道事業課長	山口	達也
水道事業課長補佐	辻	顕吉
水道事業課長補佐	田中	研太郎
お客さまセンター長	松岡	直彦
お客さまセンター長補佐	加藤	明秀
お客さまセンター長補佐	塔筋	良平
公共下水道事業課長	野崎	正文
経営総務課長補佐	清末	恭史
経営総務課主査	高田	賢一
経営総務課主査	植田	理紗子

○ 傍聴者

1名

## 1. 挨拶

### 【事務局】

皆様、本日は、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。門真市環境水道部経営総務課の清末でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻になりましたので、只今から、第4回門真市上下水道事業経営審議会を開催させていただきます。

本日は、委員7名中7名がご出席されておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会につきましては、議事録作成のため、録音をさせていただきたく存じますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日は事務局として環境水道部長以下、担当課長、担当者並びに委託業者が事務局として控えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に移らせていただく前に、お手元の配布物の確認をさせていただきたいと存じます。

1点目は、表紙でございます、会議次第、

2点目が、資料1「水道料金の水準に関する検証結果について」であります。

その他、お手元には現行の「門真市水道事業ビジョン（改定版）」の冊子を配布いたしております。

資料につきましては、後ほど順次、議事進行の中で使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

配布物の不足等ございませんでしょうか。

資料がお揃いのようなので、以下の進行につきましては、川勝会長の方をお願いしたいと存じます。

川勝会長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議事

### ○案件1 水道料金の水準に関する検証結果について

#### 【会長】

本日も貴重なご意見をたくさん頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の「水道料金の水準に関する検証結果について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、お手元の資料1「水道料金の水準に関する検証結果について」をご覧願ひます。

#### (2ページ)

2ページから5ページまでは、前回の第3回審議会における振り返りとなっております。

このページは、水道料金の算定の方法としての「総括原価方式」についての説明であります。総括原価方式による算定の特徴としては、「総括原価主義」「資産維持費の計上」「定期的な検証及び見直し」「住民への公表」が挙げられます。

#### (3ページ)

続きまして、「財政計画における今後の課題」についてであります。

人口減少等の要因により給水収益が減少傾向にあります。一方で、物価・人件費上昇等の影響により、水道事業費用は増加し、経常収支比率・料金回収率は低下傾向にあります。また、収益の減少と施設更新費用が増大するため、現金預金残高及び純損益は計画期間中にマイナスとなる見込みです。さらに、施設の更新に伴い企業債を発行することから、企業債残高は今後増大する見込みです。

#### (4ページ)

続きまして、現行の料金のまま推移した場合における「給水収益・有収水量の推移」「経常収支比率・料金回収率の推移」「現金預金・純損益推移」「設備投資・企業債残高・企業債残高対給水収益比率の推移」のグラフであります。

現行料金のみままであると、経常収支比率及び料金回収率はそれぞれ100%を下回り、現金預金・純損益推移はマイナスとなり、企業債残高対給水収益比率は現行の水準を大きく上回ることとなります。

#### (5ページ)

続きまして、経営目標についてであります。

収益性を把握するための指標として「経常収支比率」「料金回収率」を設定します。健

全な経営を行っていくため、経常収支比率、料金回収率ともに計画期間に100%以上を維持することを目標とします。

また、経営の健全性を把握するための指標として「資金残高」「企業債残高対給水収益比率」を設定します。資金残高は、計画期間中18億円以上を確保することを目標とします。企業債残高対給水収益比率は、一般会計で類似した指標である「将来負担比率」において、「早期健全化団体」に位置づけられる水準が350%以下であることから、当該目標については、計画期間中350%以下を維持することを目標とします。

(6 ページ)

続きまして、「料金改定に係る論点」についてであります。現在の1箇月、消費税抜の門真市水道料金表をお示ししています。

現行の料金は令和3年1月に改定したものであり、月10 $\text{m}^3$ までは基本料金として896円、11 $\text{m}^3$ 以上の場合は超過料金が追加されます。超過料金単価は、使用水量が増えるにつれて増大します。水道料金の改定にあたり、現行の基本料金と超過料金のバランス、基本水量の設定、逡増度の設定といった3点が主な論点となります。次のページ以降で具体的な内容を説明いたします。

(7 ページ、8 ページ)

まず論点の1番目として、「基本料金と超過料金のバランス」についてであります。

水道料金の収入のうち、基本料金が占める割合をどの程度とするかを検証する必要があります。基本料金については、水道の使用量にかかわらず、必ずお支払いいただく料金となりますので、この比率が高くなることで、水需要の増減に影響されにくい料金体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなるというメリットがあります。

一方で、基本料金の比率を低め、超過料金の比率を高めると、収入が水需要の増減に影響されやすくなり、今後、人口減少等の事由により使用水量が減少すると、料金収入に大きな影響を与える可能性もあります。

8 ページでは、門真市の現行における使用水量ごとの基本料金と超過料金の割合を示しています。

月11 $\text{m}^3$ ~20 $\text{m}^3$ までの区分が、最も水道料金収入の多いボリュームゾーンに該当します。この区分における基本料金割合は全体の約38%を占めており、平均よりも高い水準となっています。月51 $\text{m}^3$ 以上の大口利用者については、水道料金収入の約28%を占めておりますが、そのうち約98%が超過料金を占めているため、大口利用者の使用量により収益が大きく影響する可能性が示唆されます。

現在の門真市における水道料金収入における基本料金が占める割合は約35%となっておりますが、今後の安定的な経営を行うため、この割合については維持することを事務局案といたします。

(9 ページ、10 ページ)

次に、論点の2番目として「基本水量」について検証します。

門真市では、現在、月10<sup>m</sup>までの利用については「基本水量」として、均一の基本料金を設定しています。基本水量を設定することで、超過料金が発生しないことから少量利用者の費用負担を抑えることになるほか、先ほどの論点にもありましたように、安定して料金収入を確保することが可能となります。一方で、10<sup>m</sup>までの使用量については節水しても料金が変わらないため、少量利用者の節水意欲が湧きにくいというデメリットもあります。

10ページをご覧くださいますと、調定件数ベースとなりますが、門真市では、月10<sup>m</sup>までの利用者が約40%を占め、月20<sup>m</sup>までの利用者と合わせると約80%を占めております。

現在、単身世帯の増加や節水機器の普及等の要因により、世帯ごとの使用水量が減少傾向にあることから、基本水量の設定を少なくすることや、基本水量の設定そのものを廃止する団体もあります。

門真市においては、少量利用者の割合が依然として高くなっていることから、少量利用者の負担が大きくなるようにするため、今回の改定では基本水量を変更しないことを事務局案とします。ただし、今後の水需要等を踏まえたうえで、今後、基本水量の設定については検討を行うものとします。

(11ページ)

次に、論点の3番目として「逡増度」について検証します。

門真市の水道料金体系は、使用水量が多いほど1<sup>m</sup>あたりの料金単価が高くなる「逡増制」を採用しています。逡増制を採用しているのは、一般家庭における生活用水としての利用や少量利用者の単価を安くすること、水資源の有効活用の点から多量利用を抑制するという趣旨があります。1<sup>m</sup>使用した時の最高単価と最小単価の倍率のことを「逡増度」といいますが、門真市の水道料金の逡増度は約4.29となります。

先ほどの論点にもありました通り、本市では少量利用者の割合が比較的高いこと、基本料金の割合を維持するために使用水量によらず、基本料金単価と超過料金単価を同程度に改定することを考えていることから、今回の改定において、逡増度については大きく変化はありません。逡増度については、比較的高い水準にあることから、次回の料金改定以降、逡増度の引下げについて検討することにします。

(12ページ)

このページからは、これまでの論点を踏まえた具体的な料金改定案をお示しします。まず、給水収益水準の設定にあたり、表にあるような4つのパターンを検証しました。パターン①では、一度に料金改定を実施し、令和18年度までの10年間において経営目標のすべてを達成するように給水収益を設定します。

パターン②では、令和9年度と令和14年度の2回に分けて料金改定を実施したうえで、令和18年度までの10年間において経営目標のすべてを達成するように給水収益を設定します。

パターン③では、令和9年度と令和14年度の2回に分けて料金改定を実施したうえで、

令和18年度までの10年間において経営目標のうち、企業債残高対給水収益比率を除く3つの目標を達成するように給水収益を設定します。

パターン④は、現行の水道料金を改定しないという設定です。

パターン①のとおり、1回の改定で計画期間内の経営目標を達成するものとして設定すると、2倍以上に料金が跳ね上がることになり、料金回収率、経常収支比率及び資金残高が顕著に高くなることから、令和9年度と令和14年度の2回に分けて改定を行うものとします。

また、2回に分けて改定する場合でも、パターン②のとおり、企業債残高対給水収益比率を含めてすべての経営目標を達成しようとする、令和9年度に70%以上の引き上げを行わなければならないことになり、市民への負担が顕著に増大することになります。料金回収率、経常収支比率及び資金残高につきましても、パターン①と同様、顕著に高くなります。

企業債残高対給水収益比率については350%を経営目標として設定しているものの、当該数値は予算設計ベースで見込んでいることから、事業の実施に伴い低下する可能性が高いということ、350%という数値設定は一般会計を参考にしたものであり、超過しても直ちに水道事業の経営に支障が生じるというわけではないと考えられることから、それ以外の3つの経営目標を達成するという設定がパターン③となります。

パターン③の場合、1回目の改定と2回目の改定が30%弱となっており、現実的な改定率と考えられることから、事務局案としてはパターン③をベースに料金改定案を設定するものとします。

(13ページ)

このページでは、前ページのパターン③に基づいて設定した改定後の料金表となっています。

基本料金の割合、基本水量、逓増度については変更しないことから、基本料金単価、超過料金単価ともに約30%の引き上げとなっております。

12ページでは、給水収益の引き上げ水準として27.3%として設定したところですが、水道料金の算定の基礎となる有収水量が減少傾向にあるため、現行よりも27.3%水道料金収入を増やすためには、27.3%よりも高めの、約30%、水道料金単価を引き上げる必要があります。

なお、料金改定の時期であります。現在、事務局においては令和10年1月からの実施を想定しています。

(14ページ)

最後に、このページでは、モデルとして現行と改定後の料金一覧をお示ししています。

月20m<sup>3</sup>を使用した場合、現行では月2,476円（消費税込2,723円/月）が、改定後には月3,160円（同3,476円/月）となります。現在の料金は府内平均を約280円（税込）/月下回っていますが、改定後の料金は、府内平均を上回ることとなります。

資料の説明は、以上でございます。

## 【会長】

はい、ありがとうございました。

この審議会ではすでに皆さんには共有されておりますように、門真市の水道事業を持続的に運営し、市民の皆さんに安定的に供給していくために、料金改定自体は不可避であるという状況の中で、今日はどのくらいの改定を許容できるのかということを経務局にシミュレーションしていただきました。説明いただいた内容について質問やご意見をいただけたらと思います。

## 【委員】

3点ほどお伺いします。

まず、8ページの基本料金と超過料金のバランスについて、水量区画ごとに給水原価と供給単価を計算すると、水量が少ない区画は赤字、水量が多い区画は黒字となり、水道事業全体を支えているのは大口利用者であるという水道料金の構造が明らかになると思います。そのような形で構造的な課題を見える形で示すのはどうでしょうか。

2つ目は、12ページのパターン③の改定率について、「企業債残高対給水収益比率の達成は困難なことから、それ以外の経営目標を達成できるパターン③の改定率を経務局案とします」とありますが、パターン③は事業を回すために最低限必要な資金残高を確保するための水準をお示しされていると思いますので、説明としてはそちらの方がよいのかなと思いました。

3つ目は14ページの使用水量ごとの改定額について、使用水量が多い区画の大幅な値上げは難しいというお考えだと思いますが、1点目でもお話ししたように、水量区画ごとに超過料金単価が異なるという料金体系の中で、今結論は出せないとは思いますが、将来の料金体系に関する考え方をどうしていくのか、基本水量や増増度のバランスをどうとるのかというのは、門真市のまちづくりにも関わると思います。次回の改定時にも検討を深められるように、問題点として認識していますというのを打ち出して伝えてはどうかと思いました。

## 【事務局】

1点目については、ご指摘の通り、利用者が少量利用者だけになると水道事業は赤字になります。利用者全体で経営を賄っているということを、次回水道ビジョンの冊子をお示しする際には何らかの形でお示しできればと考えております。

2点目の資金残高18億円は、事業を運営していくために必要な約1か月分の費用にある程度余裕を見込んだ額ですが、今後も決算値を見ながら検討したいと思います。企業債についても、10年、20年先の方もなるべく同程度の負担となるように適切な残高を検討し、ホームページ等で市民の皆様にお示ししたいと考えております。

3点目の将来の料金体系に関する考え方については、門真市は利用者の約80%が基本水量前後の使用水量であるため、商業施設が多いというよりは一般住宅が多いまち

だと思います。将来のまちづくりの一つとして、水道があり、口径別料金体系といった一般に推奨される料金体系が門真市にマッチするのかどうかというのは今後の検討課題であり、今すぐ答えられるものではありませんが、ビジョンの中でまちづくりの観点も踏まえた考え方をお示ししたいと考えております。

**【委員】**

生活居住者の割合が多いという門真市のまちの特性を踏まえたうえで、適正な料金体系を検討いただいて、それを市民の皆さんに納得いただけるように、この審議会を通して検証できればと思います。

**【会長】**

ありがとうございます。今の件や他の件でも構いませんが、質問やご意見がありましたらよろしく願いいたします。

**【副会長】**

使用水量区画ごとに従量料金単価が異なる点について、経済的合理性という観点で第三者的に見ると、大口利用者はたくさん水を買ってもらっているなのでそのぶん安くする考え方もあると思います。一方で、少量利用者に過度に高い料金体系とするのもいかななものかと思います。

理論的にあるべき料金改定の議論も必要ですが、今後料金改定をしていけないといけないう中で、いったん現状の料金体系を維持するという穏便な形で改定するのもやむを得ないのかなと思いました。ただし、大口利用者にも納得いただけるように事前説明は必要かと思います。

**【事務局】**

基本水量と基本料金はもともと水道の普及促進を目的とする背景があったと思いますが、そこから数十年が経過しました。適正な基本水量、逓増度を検討し、水道事業ビジョンで何らかの形で示せればと考えております。

**【会長】**

門真市は用途別料金体系ですか。

**【事務局】**

用途別料金体系を設定していますが、ほぼ一般用が占めております。口径別料金体系や用途別をより細分化するかどうかは今後の検討事項と考えております。

**【委員】**

一般市民として疑問に思ったことを質問させていただきます。

10ページの門真市の水量区画別調定件数について、今後水道料金が上がることで節

水しようとする人が増えると、この円グラフの割合が変化することもあるかと思いますが、その場合でもシミュレーション上の採算に問題はないのでしょうか。

#### 【事務局】

ご指摘の通り、10ページのグラフの割合が変わることも可能性としてはあります。シミュレーション上、有収水量は減少傾向に設定しております。また、毎年の決算で有収水量の推移を見ながら、数年ごとに検証や見直しをしていきます。

#### 【会長】

ありがとうございます。シミュレーションに不確実性が考慮されているのかというご意見でした。

先ほどの事務局の説明から不確実性を加味しているニュアンスを感じはしましたが、10年後のシミュレーションは、当然、1年、2年後のシミュレーションよりも不確実性は高くなりますので、節水意識以外にも、物価や金利の変動、人件費の高騰など色んな要素があると思います。

12ページのパターン③の改定率はかなり控えめなご提案をされていると思いますが、控えめであるがゆえにギリギリのラインになっているのではないかと思います。ある程度遊びを持った試算になっているかどうかは懸念材料になるのかなと思います。可能かどうかは分かりませんが、例えば場合によっては事業規模の縮小化や平準化などで支出をなだらかにすることで、経営目標がバツになっている部分を三角や丸に近づけていくこともできるのかなと思います。

市民の皆さんへの負担を最小限に抑えるということが念頭にある関係でギリギリのラインの試算になっていると思いますので、先ほど申し上げた不確実性との関係で対応可能な範疇にあるのかどうか、より精緻なシミュレーションも必要ではないかと皆さんのお話を聞いて感じました。

#### 【委員】

7・8ページの基本料金が占める割合について、一般的な比率や指針はありますか。

#### 【事務局】

一般的な比率や指針については特にありません。資料に記載の35%という数値は、門真市の実際の割合をお示ししています。今後のまちづくりの中で、例えば大型施設が増えれば、この割合も変わってくると思います。

#### 【委員】

料金改定時期は令和10年1月とありますが、料金改定時期が変われば必要な改定額も変わると思います。そのあたりもシミュレーションはされていますか。

### 【事務局】

審議会の答申、条例改正、料金改定に向けた準備の手順を踏まえると、最短で令和9年の春の改定も可能ではありますが、シミュレーション上令和9年時点での改定は不要と考えております。

料金改定については、まずは広報を通じて市民の皆さんに知っていただきたいと考えておりますが、現在、料金改定と並行して大阪広域水道企業団との統合も検討しており、仮に統合する場合は令和9年4月からの統合が想定されますので、料金改定と大阪広域水道企業団との統合を同時に広報するのは難しいと考えております。

また、先ほどのシミュレーション上の不確実性、余裕をもたせているかについては、特に費用面は最大限事業を実施する前提でシミュレーションしておりますので、一定程度の余裕は考慮しております。今後も、毎年の決算値を見ながら、想定と差異が出てくれば、必要に応じて事業の見直し等で対応していきたいと考えております。

### 【委員】

近隣他市との違いについて検討されていますか。例えば守口市は料金が安いように思います。

### 【事務局】

検討しております。守口市の基本水量は1月あたり8<sup>m</sup>³で、門真市の基本水量は1月あたり10<sup>m</sup>³なこともあり、現在の料金体系に基づいて使用水量10<sup>m</sup>³で比較した場合は、門真市の方が若干水道料金は安くなります。

門真市が今後改定することで差は出ることでありますが、値上げが今後必要になるのは全国共通ですので、いずれは近隣他市も値上げすることになるかと思えます。

また、門真市の場合、土地が平坦という特徴により水を運ぶのにポンプが必要になりその分費用がかかります。そうした説明は市民の皆さんにしっかりとしていきたいと考えております。

### 【委員】

一市民としての感想ですが、水道事業は税金ではなく水道料金で賄っていることを知らない人が多いです。

値上げしないに越したことはないですが、古い管が破裂しないように適切に更新してもらえるのであれば、値上げも仕方がないと納得できると思えますので、しっかり説明していただくことが必要だと思います。

### 【会長】

ありがとうございます。資料の2ページにも住民への公表が大事と記載されていますが、情報の出し方、伝え方にはまだまだ課題が多いのかなと思えます。

### 【委員】

浄水にどれだけお金がかかっているかを知らない人も多いと思いますので、住民への説明に際してあわせて説明するのがいいと思います。

また、水量区画別に超過料金単価が異なる点については、一般利用の方と大口利用の方にそれぞれ焦点を変えた説明で納得度を高めていただくことが大事ではないのかと思います。

12ページのパターン③の改定率については、どこか一部の層に負担がかかるような改定ではなく、案自体には問題がないと思いますので、しっかりと説明していくことが大事だと思います。

シミュレーション上の資金残高が令和6年度の実績値である27億円から18億円に下がっているのは、住民への負担が大きくなりすぎないギリギリのラインにするために9億円を減らしているということなのでしょうか。

10ページの水量区画別調定件数については、おそらく世帯数が1人か2人の家庭の使用水量は基本的に20m<sup>3</sup>までの水量区画に該当し、世帯数の多い家庭はそれ以上の水量区画に該当すると思います。例えば、市としての子育て世帯への施策として30～50m<sup>3</sup>の水量区画の料金単価を抑えることも考えられると思います。

最後に、門真市の逡増度4.29は比較的高いとのことですので、使用水量の負担を下げていると理解しました。他市で逡増度が低い場合は、その分基本料金が高いということでしょうか。

#### 【事務局】

資金残高18億円はあくまで最低限の目安であり、27億円から18億円に減らすことを予定しているわけではありません。必要な資金を企業債の発行だけに頼るわけにはいきませんので、必要に応じて現金預金を活用いたします。

世帯数については、門真市は人口減少していますが、単身世帯の増加により給水戸数は増えております。また、使用水量は例えばお子様が産まれたり、お子様が部活を始めて洗濯の量が増えたりすることで大きく変動します。今回は逡増度を変更しないことを事務局案としておりますが、今後門真市のまちづくりを踏まえて検討いたします。

逡増度は、基本料金以外にも大口利用者の超過料金単価や基本水量の変更によっても変化します。

#### 【会長】

これまでいただいた意見を踏まえると、審議会で固められる内容を越えて門真市の政策判断によるものもありますが、とても大事な意見だと感じました。

今回事務局案としてお示しいただいたもの自体に問題があるわけではありませんが、長い目で水道事業を考えていく際に、かなり近い将来に検討していなければいけない様々な課題をあわせて提示することが必要だと思います。門真市の水道事業が抱えている構造的な問題や、今後の不確実性にどう対応していくか等について、しっかりと整理したうえで料金改定に向けて提示していくことが必要だと感じました。

水道事業は誰にとっても必要で、安定期に供給する必要がありますので、7ページにも記載いただいているように、人口減少時代においても水需要に左右されない経営基盤を確保できるような料金体系とする考え方が重要だと考えます。

また、8ページについて先ほど議論にもなりましたが、構造的に大口利用者である事業者依存しているのは確かですし、事業者の経営不振や市外転出のリスクがあります。

一方で、個人的には、水道に対する考え方として、生活用と事業用の水道は別物だと考えています。事業用は営利目的で利用されますので、相当の負担はしてもらうべきであり、生活用は低廉な価格で安全に水を供給するべきという、性格の違うものだと思いますので、その点も考えていく必要があるのではないかと思います。ですので、それを一緒に議論してしまうと、8ページのようにインパクトのあるグラフになってしまうのだと思います。

また、12ページの事務局案については、ギリギリのラインになっている可能性がありますので、10年という期間の不確実性も考慮した精緻なシミュレーションが必要ではないかと思います。1年や2年で色々状況が変わりますので、最終的には制度設計する際には、改めて精緻な試算を行って市民の皆さんにお示しすることが必要だと思います。

また、説明の際には、料金が改定されることを説明するのももちろんですが、それにより水を安定期に供給できることや、しっかり設備更新ができるといった便益もあわせてご説明することで納得いただけるのではないかなと思いました。

皆さんの意見をまとめさせていただきましたが、他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

### 【委員】

生活用と事業用の件はまさにその通りだと思いました。商業施設は利用者が水道料金以上のお金を商業施設に支払いますし、ライフラインとしての水と比較して料金が高くなるのは自然だと思いました。日本の税収とも似ているのかなと思います。

また、先ほどのファミリー世帯の話ですが、一定の人数以上の世帯の水道料金をサービスすることはできるのでしょうか。

### 【事務局】

技術的にはおそらく可能かと思いますが、世帯数は国勢調査のように申告していたかなければ把握できません。ですので、仮にファミリー世帯の負担を下げるのであれば、世帯数に応じて水道料金を変動させるよりも、ファミリー世帯が使用するであろう水量区画の超過料金単価を抑えることが考えられます。

門真市では福祉の観点からの水道料金の減免を行っていませんが、他市事例はあります。福祉は市全体で行うものですので水道事業だけで検討できるものではありませんが、今後の検討事項の一つです。

【会長】

水道事業は非常に公共性の高いサービスである一方で、事業として経営も意識していかないといけませんので、そのバランスをどのように取るかということ、それから、水道事業という範疇を超えて政策判断を超えたものに対して、水道事業で対応すべきなのか、もしくは本来の所管で対応すべきものかという区別も必要になってくるのかと思います。

先ほど商業施設の話がありましたが、例えば商業施設ではなく公共性の高い民間の病院であれば、料金単価をどうするかというような論点が出てきます。これは二次的な論点ですので、まずは一次的な論点をしっかりと整備したうえで、水道事業の枠組みで配慮すべきかどうかというのが次の論点になるのではと思います。

ありがとうございました。今日は素晴らしい意見をたくさん頂戴いたしましたので、今後答申をまとめていくにあたって重要な問題提起をいただけたと思います。

それでは、他にご意見、ご質問がなければ、次第の案件につきましては、事務局案のとおりということによろしいでしょうか。

《異議なし》

## ○その他

### 【会長】

本日の案件はすべて終了しましたので、その他に移らせていただきたいと思います。皆様から何かご意見等はございませんでしょうか。

ないようですので、事務局からはいかがですか。

### 【事務局】

次回開催日につきましては、日程調整の結果、4月17日（金）午後3時からの開催を予定しております。場所は本日と同じ泉町浄水場第1会議室です。別途開催通知文をお送りいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

### 【会長】

それでは、次回の審議会ですが、4月17日（金）午後3時から開催いたしますので、ご参集をお願い申し上げます。

以上を持ちまして第4回門真市上下水道事業経営審議会を終了いたします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以上